

第21回佐賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月28日（木） 11：00
佐賀市役所本庁2階 庁議室

1 開会

2 諸報告

3 協議事項

(1)佐賀市の対策本部体制について

(2)6月1日以降の市有施設の取扱いについて

(3)感染拡大防止に係るガイドラインについて

4 その他

第 21 回 佐賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 令和 2 年 5 月 28 日

【主な確認事項】

(諸報告)

佐賀県内における感染者の状況について

(県内) 5 月 16 日の 47 例目 (再陽性) の発生以降無し

(市内) 4 月 29 日の 12 例目の発生以降 29 日間連続で無し

(協議事項)

(1) 佐賀市の対策本部体制について

緊急事態宣言の解除に伴い、特措法に基づく「佐賀市新型コロナウイルス感染症対策本部」は 5 月 25 日までとし、5 月 26 日以降は特措法に基づかない対策本部へと移行し、引き続き本部体制を継続する。

(2) 6 月 1 日以降の市有施設の取り扱いについて

3 密を避け、手洗いやマスク着用を前提として、6 月 1 日 (月) からは県外者の利用制限を解除する。

(3) 感染拡大防止に係るガイドラインについて

屋内・屋外施設の使用制限の段階的緩和に伴い、国からの業務別ガイドラインを参考に対応する。